

## 平成19年度交付金の交付及び負担金の徴収状況

支援機関では、電気通信事業法第107条に定める基礎的電気通信役務に係る交付金の交付を行い、その交付金の交付に必要な負担金の徴収を各年度において総務大臣の認可に基づき行ってきています。

平成19年度においては、1電話番号あたり月額7円の番号単価を平成19年1月以降の算定対象電気通信番号に適用し、同年4月から平成20年3月までの12か月間で接続電気通信事業者から徴収した負担金により、基礎的電気通信役務を提供している適格電気通信事業者（NTT東西）に対し、補てん対象額151億7千8百万円（適格電気通信事業者の自己負担分を含む）の全額を交付金として交付し、また支援機関業務費（平成18年度予算に基づく借入金）1億2千3百万円の全額に充当し借入金の返済に充て、この番号単価7円の適用は、平成19年12月末の算定対象電気通信番号への適用、平成20年3月末の負担金の徴収をもって終了しています。

（平成20年1月以降の算定対象電気通信番号には月額6円の番号単価が適用され、同年4月から負担金の徴収が行われています。）